

- 公認会計士法改正に対する要望……………p1
- 法改正に向けての理解浸透ビジュアル活動……………p7
- 政治連盟秋季セミナー(増原義剛衆議院議員)……………p3
- 公認会計士国会議員インタビュー(鷲尾英一郎衆議院議員)……………p11
- 第23回公認会計士制度小委員会勉強会ダイジェスト……………p6
- インフォメーション……………p12



公認会計士法改正に対する要望

日本公認会計士協会・日本公認会計士政治連盟

平成19年1月16日

貯蓄から投資への政策転換を受け、我が国の企業開示制度の充実強化を図り、資本市場の信頼性を確保することは急務である。我が国経済社会の重要な基盤としての公認会計士監査制度の信頼性確保のためには、これを担う公認会計士自らがその業務を点検し、改善を進める自主規制の一層の強化と監査対象となる企業の統治機関の強化などの均衡のとれた制度改正が必要である。

また、職業会計専門家の自主規制団体である日本公認会計士協会がプロフェッショナリズムを基礎とした一層の自主規制機能の発揮を図り、その不足するところを行政等の公的な監視機関が補完する間接規制が適切であり、それによって国民経済的にも効率的な監視・監督が行われると考える。社会基盤としての公認会計士監査制度を強固にするためにはプロフェッショナリズムの尊重が重要であり、規制強化策のみでは監査の担い手と後進に支障を来すことになる。

以上の観点に立って、公認会計士法並びに関連する法令の改正に当り次の通り要望するものである。

(有限責任制度の導入)

1. 監査法人の組織形態として、有限責任形態の導入を要望する。

有限責任形態の導入に際しては、保証金の供託や財務諸表の監査証明など主要先進国においてもあまり課されていない条件が前提とされるべきではない。中小事務所の育成・強化という視点を考慮すべきである。

(監査法人への刑事罰)

2. 監査法人への刑事罰(両罰規定)の導入に反対する。

刑事罰の導入は監査法人の善良な顧客を巻き込む等社会的混乱を惹き起こす。

監査法人への制裁強化を求めるなら、実効性の面から課徴金等の行政罰の多様化で対応すべきである。

(監査人の独立性確保)

3. 監査人の選任及び監査報酬の決定権を、投資家の利益のために活動する企業統治機関としての監査役又は監査役会に付与すべきである。また、経営者による監査人への不当な圧力は禁止する規定を導入すべきである。

(監査人に対する監視・監督)

4. 監査法人等に対する監視・監督は日本公認会計士協会の自主規制に委ね、その限界を行政が補完する現行の間接的な規制方式を維持すべきである。

(監査基盤の充実強化)

5. 監査の社会的ニーズに見合った規制と監査基盤充実強化のため、中小規模監査事務所の育成強化を図るべきである。

以上

公認会計士法改正に対する協会の要望について

日本公認会計士政治連盟
会長 増田 宏一

1. 今までの経緯

平成15年に公認会計士法の大改正が行われ、その際に、民事法制に有限責任の組織形態が設けられていないことを理由に、監査法人社員の有限責任制の導入は見送られました。

平成17年の会社法成立により日本版LLCである合同会社の制度が創設され、有限責任事業組合(LLP)の制度も導入されました。これを契機に、協会執行部は公認会計士法の再改正を検討していましたが、その後ライブドア事件など会計不祥事が頻発し、平成18年4月には証券取引等監視委員会は「監査法人の刑事責任のあり方について検討し、適切な措置を講ずる必要がある」旨の建議を金融庁に行うに至りました。こうした状況の下、金融庁におかれている金融審議会公認会計士制度部会(以下部会)が4月に再開され、昨年未だに都合11回開催され、「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」の部会報告が公表されました。

表紙の「公認会計士法改正に対する要望」は、この部会の審議で、協会が主張した主要な事項を取りまとめたもので、平成19年1月16日開催の本部理事会並びに当政治連盟常務会において承認されたものです。以下、その具体的な内容についてご説明します。

2. 要望事項の内容

(1) 有限責任制度の導入

有限責任形態の監査法人制度の導入を要望し、現行の無限連帯責任形態と選択が可能となるように求めています。制度導入に当たっては、投資家保護の観点から最低資本金制度、損害賠償責任保険への強制加入及び財務情報の公表などEUの第8指令で求められるなどの国際的標準で

ある条件に止めるべきと協会は主張しています。制度採用の条件として、品質管理、ガバナンス、ディスクロージャー、財務基盤の充実等を必要以上に過剰に求めるべきではないということと、例えば、財務書類について監査証明を受けることや、品質管理のために①監査証明業務を執行する者②監査の審査等品質管理を担当する者③品質管理体制の構築運用等を含め、業務運営に関する意志決定を行う者、以上の三つの機能を有する機関の設置義務などの条件を設けることは、有限責任制を採用できる事務所が大規模なところに限られることとなり、より寡占化が進むことになると考えるからです。

(2) 監査法人への刑事罰

監査法人は、財務諸表の監査証明という信用を供与していることから風評リスクに極めて脆弱です。監査法人は刑事追迫の段階で顧客が逃げはじめ、有罪無罪の決着前に崩壊・破綻に至ってしまいます。監査法人の第三者である顧客も巻き込むこととなります。監査法人への制裁措置は、課徴金などの行政処分を多様化することで対応すべきです。

(3) 監査人の独立性の確保

監査を受けている企業の経営者が、監査人の選任及び監査報酬を実質的に決定するという「インセンティブのねじれ」は、我が国固有の問題ですが、監査人の独立性の確保のためにも見直しが是非とも必要です。我が国金融庁も参加している証券監督者国際機構(IOSCO)が2002年に公表した監査人の独立性に関する原則では、「実際上かつ概観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関である監査委員会、監査役会等が外部監査人の独立性を監督すべきであり、監査人の

選任や監査報酬等を決定すべき」としております。そのためには監査役専門性、独立性に加え、スタッフの充実が必要であり、会社内部の経営執行の監視機関として本来求められる役割が果たせるようにする必要があります。

(4) 監査人に対する監視・監督

監査人である公認会計士・監査法人の監視・監督は日本公認会計士協会の自主規制の強化、充実に委ねるべきであり、公認会計士・監査審査会をはじめとする行政はその限界を補完する現行の間接的な規制方式の充実を図るべきと考えます。行政が監査法人の役員解任権限をもつ、或いは二重検査になる怖れのある公認会計士・監査審査会への随時検査権の付与など過剰な公的規制は行うべきではありません。

(5) 監査基盤の充実強化

監査基盤の充実強化のため、被監査企業の規模、利害関係者の拡がり等を考慮してパブリック・インタレストの擁護とのバランスのとれた監査規制を行うとともに、中小規模監査事務所育成がなされるべきです。

こうした観点から、監査責任者のローテーション等の監査規制の対象となる大会社等の範囲から、未上場の証券取引法監査適用会社は外すべきです。また、一定規模以下の小規模の個人事務所等は米同等同様品質管理レビューの強化を条件としてローテーション・ルールの適用除外とすべきです。

3. 今後のスケジュールとお願い

金融庁においては、部会報告を基に公認会計士法並びに関連法令の改正のための法案化が進められ、今春には通常国会に上程審議される見通しです。当政治連盟は別掲の要望書の趣旨に則り、政治家の先生方をはじめ、関係各方面に向けて積極的な活動を展開していく所存です。政治連盟の役員をはじめ会員の皆様方には、この要望書の趣旨を国会議員の先生方に直接ご説明の上、ご理解頂きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●政治連盟秋季セミナー／増原義剛衆議院議員特別講演会(12月7日開催)

道徳に裏づけられる自主規制で 市場の「自由と信頼性」を支える 紳士協定を結ぶ。

ジェントルメンズ・アグリメント

今回の政連セミナーでは、増原衆議院議員に日本公認会計士協会におこしいただきました。自民党金融調査会副会長をつとめられる増原議員は、東証や証券業協会、貸金業協会などにも自主規制機関としての強化を主張しておられます。「法規制強化ではなく道徳で」とおっしゃる増原議員のお考えをお聞きください。

バブル崩壊でマーケットが学んだこと

わが国の経済は、バブルの不況からだいたい立ち直っていると思います。リストラをきちんとされたところは史上最高の収益を上げていますが、バブルの頃と今と明らかに違うのは、投資家に対してきちんとディスクロージャーするということだと思います。公認会計士法自体も大きく変わりましたが、そういうプロの目をきっちり通していることが、投資家にきちんとサービスを提供することになるとマーケットが学んだのだと思います。

そうした中でこれからは、自主規制機関をきちんと整備していく必要があると私は思っております。皆さんの日本公認会計士協会をはじめ、東京証券取引所、証券業協会、貸金業協会、いずれも本来持つべき自主規制があるわけです。たとえば貸金業でいうと、貸金業協会というものが社団法人で各都道府県にあります。全国的にはその連合会になっているのですが、いまは連合会で決めたことが嫌だったら、各都道府県の貸金業協会が連合会から脱退してしまうんです。これではガバナンスもなにもないですね。これではいかんということで、業界の自主規制機能を抜本的に強化するために、貸金業協会を認可法人にする法案を進めています。認可法人でびしっと中央を決めて、各都道府県の貸金業協会は全部支部にする。貸金業規制法ではなく、貸金業法にいた

します。貸金業者は、いま事業報告書を出しているペースで約1万社ありますが、恐らくこの3年間で毎年3千社ずつ減って、3年後には千社ぐらいになるでしょう。これからはスリムな業界で、協会も全国組織でレベルアップをしていくと思います。

ギルドに見る自主規制機関のあり方

私はイギリスに3年ばかりいまして、その時のシティと言われているイギリスの金融の中心地を見てきました。ちょうど20年前ですから1985年から行ったんです。6月に行つて9月にブラザ合意があつて、一気に円高になつた。その時イギリスでは、ほとんどシティにやってくる日系やアメリカ系、あるいはヨーロッパ大陸系の金融機関は一種のコングロマリットみたいだったんです。そこでイギリスは、商業銀行であるクリアリングバンクと、投資銀行であるマーチャントバンク、証券会社ですね、これの資本と人を一緒にしようとなりました。

皆さんお分かりのように、証券会社と銀行では水と油のところがあります。向こうは、その意味でのビッグバンは失敗しましたが、そのときイギリスでは金融サービス法が成立して、SIB(証券投資委員会)という自主規制機関ができたんです。日本でも証券法が金取法になつて、やつと投資家万般をカバーするような法律ができました



増原義剛

1945年広島県生まれ。69年東京大学法学部卒業後、大蔵省入省。85年在イギリス大使館勤務。95年大蔵省東海財務局長退職。2000年衆議院議員に当選、以降当選3回。

が、既に20年前にイギリスはそれをやっていました。

そうした中でイギリス人の知恵だと思いたしたのは、ギルドのスタイルです。ギルドは排他的同業者組合ですから一見閉鎖的なのですけれども、その中にいる人たちは自分たちの質をきちんと確保しようとしています。イギリスでは各業界が、そういう形で自主規制を非常に強く利かせているんですね。

これと最も違うスタイルがアメリカです。アメリカの場合はまさにSECで、直接公務員が市場のいろいろなところまできめ細かく見てギリギリやつています。

しかし皆さん、お金の世界というか税務もそうですけれど、いくら重くしても脱税する人はするんですね。アメリカはいろいろ規制を強くしましたが、いまは逆にSECは反省しています。どんなに重くしても、ワールドコムのようなものは起きてしまふし、それを起きにくくするために刑罰を上げればいかとうと、それでもない。やはりギルドのように、そこに属しておられる公認会計士の方々が、どれくらい自主的にプロとしての意識を持ってやつていただくかということだと思います。

日本の道徳律

ちょうどいま教育基本法をやっております。文部科学大臣の伊吹さんはなかなか落ち着いて、いいでしょう(笑)。僕らの派閥のボスだから言うわけじゃないですよ(笑)。彼の「文化伝統を大切に」という発想は、法令に違反

公認会計士法再改正に向けての 理解浸透・ピアー・アール活動



尾立源幸参議院議員



森元恒雄参議院議員



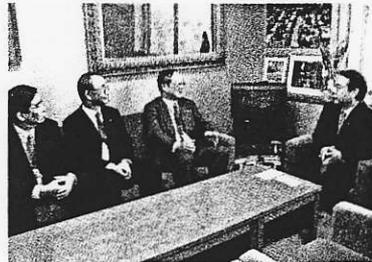
福島啓史郎参議院議員



議員不在の場合は秘書にご挨拶



大塚耕平参議院議員



望月義夫衆議院議員

公認会計士や監査法人について、マスコミをはじめとする世間一般の目は厳しければよいという偏った見方になっています。公認会計士監査について正しい理解がないと、そうした風評に押されて法律が決められていく可能性もありますので、国会議員の先生方には是非とも正しい理解をお願いして、社会のニーズにあった公認会計士制度を築いていただきたいと思います。

政治連盟では、昨年12月、賀詞交歓会のご案内と、来る公認会計士法再改正についてのご説明をかねて、50名の国会議員の先生に対して年末のご挨拶を行いました。政治連盟役員は、永田町にある議員会館に集合し、衛藤征士郎衆議院議員のお部屋をお借りして、まずは打ち合わせ。二班に分かれて、衆議院第一議員会館、同第二議員会館、参議院議員会館と挨拶まわりを開始しました。

第一議員会館・参議院議員会館は、増田政連会長と遠藤忠宏副幹事長、鈴木昌治副幹事長、第二議員会館は伊藤大義幹事長、佐竹正幸副幹事長、柳澤義一広報局長が担当しました。



上川陽子衆議院議員



保岡興治衆議院議員



野田毅衆議院議員



鷲尾英一郎衆議院議員



山本明彦衆議院議員



谷口隆義衆議院議員

第23回公認会計士制度小委員会 勉強会ダイジェスト



公認会計士の説明を聞く国会議員

自由民主党の公認会計士制度振興議員連盟には、現在38名の国会議員が加盟され、公認会計士制度の振興に取り組んでくださっています。特に平成16年からは、増原義剛議員、吉野正芳議員などの申し出により公認会計士制度を理解する勉強会が開催されるようになりました。政治連盟では毎回テーマを用意して約1時間のご説明と質疑応答を行っています(テーマ内容は9ページ)。

昨年12月19日は、「公認会計士法改正に係わる要望」をテーマにご説明しました。今回は質疑応答の様子をお伝えします。

福島啓史郎参議院議員 今回の全体の改正の趣旨というのは、どこにあるのですか？

増田(政治連盟会長) 前回の改正で積み残しになっていた有限責任制度の導入が今回の改正の目玉だったはずですが、今回の改正は、いろいろな会計不祥事を理由に規制強化が中心となっています。有限責任についても、今回たくさん条件がつけられました。

吉野正芳衆議院議員 ローターションも含めて、中小事務所に対する規制緩和は必要だと思えますが、問題はそこで品質管理が下がらないということをどう担保していくかだと思いますね。そこには協会の大きな役割があると思うので、こういう形で協会が担保するから、中小は厳しい規制は少し緩めてくださいと言わないと、ただ緩めてくださいといつてもなかなか議論がかみ合わないですよ。

もう一つ、監査法人の検査体制ですが、まず自主検査をやつて、協会検査をやつて、金融庁の検査をやつて、それからPCAOB。もう何回も検査を受けてたいへんだと思うんですね。

せめてアメリカと金融庁の検査は相互乗り入れするとか、協会として大きく取り上げていくべきではないですか。

増田 PCAOBは基本的には公認会計士・監査審査会の検査を利用して、足りない部分だけをやつていくということとでわれわれも検査を受けています。

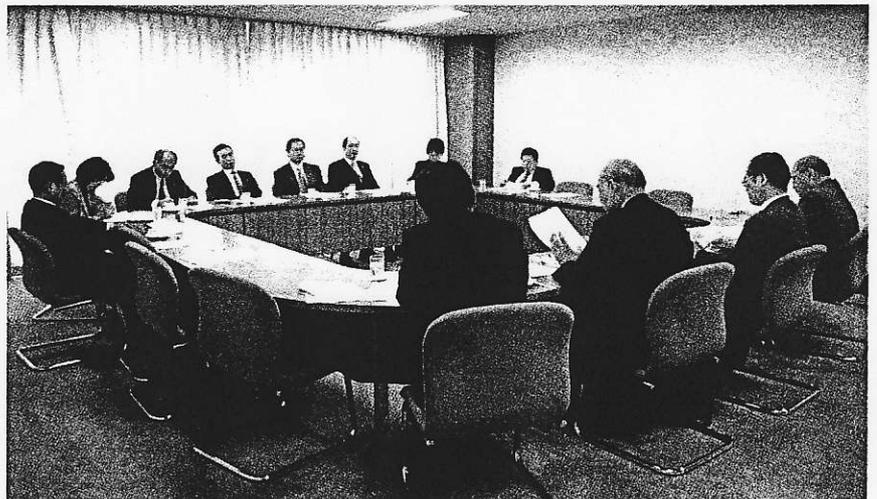
吉野議員 お医者さんの検査と同じで、一からやり直しという話を聞きましたよ。

柳澤(政治連盟広報局長) 金融庁の公認会計士・監査審査会の検査は、まさに一からやり直します。協会のレビューが入つて全部調べたにもかかわらず、もう一回裸になって全部調べるといふものなので、検査の過重による弊害が出てきています。それこそ冗談ではなく、監査している暇がないねというぐらい金融庁対策に人をさいてドキュメント化しなければなりません。本来の目的である企業に対して目が向いていかないとこののが現実問題としてあります。

増田 協会のレビューで90%以上はやっているわけですから、公認会計士・監査審査会のほうには、検査が二重、三重になっては困ると申し入れているのですが。

吉野議員 皆さんがやったところを信頼するか、しないかの問題なので、それだけのレベルアップはしなければいけませんね。

衛藤征士郎衆議院議員 一度議連で、公認会計士・監査審査会がどういふことをやっているのか、その現場を見せていただきたいですね。実態調査が必要ではないですか。ずいぶん乱暴な言葉遣いでやっているということも聞きますので、それはいかん



勉強会は自民党本部会議室で開催





さえしなければいいのか、そうではない、その根このところに道徳律、倫理観というものがあふれようと、それを言っているわけです。

ライブドアが時間外取引をやった。本来そういうかた

ちで予定されていないものを利用してしまいました。英米法はコモローの世界ですから判例が積み重なって、お互いにそういうことはしないんです。しかし日本でも、儒教や仏教、あるいは神道の影響があつて、おのずとそこに規範というものが教えられてきたはずなんです。法令に形式的に違反してなければ何をやってもいいということではないんです。全部逐一、法律に書き込むわけにはいかないですから。

公認会計士の制度の見直しについても、いま金融審議会でもやっていますが、そこですぐに両罰規定と言うんですね。罰金どころか懲役とかすぐに言う。「アメリカがやっているじゃないか」と言うのですが、実はよく調べてみるとそうではない。向こうは課徴金で済ませているとか、お金のことはお金で済ませているとか、いろいろあるようです。そこら辺りの機微はしっかりとわれわれはつかもうと思っておりますし、皆さんには、ぜひプロの意識と自主的に守るべき道徳律をきっちりとしていただきたいと思っております。

東京、香港、シンガポールを結んで

私は東京を中心とした金融市場を、ロンドンやニューヨークに相並ぶアジアの金融センターにしたいと思っております。1,500兆円と言われている個人金融資産、これに企業の金融資産を加えれば、確か2,000兆円を超えらると思うのですけれども、これが本当に国境を越えて

行ったり来たりして最もいいマーケットになることが一番望ましい。

よく「上海は元気がいい。いずれアジアの中心になるよ」と言われますが、中国では何かあった場合に裁判所に訴えてくるようなルールができていないです。司法省ができていません。それはもう共産党の一言独裁ですから、非常に安定性がない。

加えて、監査制度はありますかということ。上海の証券取引所に上場されている会社は本当にきちんと監査されているのか。しかも軍も大学もビジネスをやっています。軍がホテルを持って営業したりしています。去年は約7万件の暴動が起きて、「三国志の世界になるぞ」という人もいるくらいです。そういう所の市場が、世界の投資家から信用される市場になるかということ。むしろ香港のほうがイギリスの伝統がありますから、かなりきちんとやっています。

香港は東京マーケットに対して熱いまなざしを持っています。何となく上海にやられそうだという議論がありますが、彼らは別です。FIU、フィナンシャル・インテリジェンス・ユニットと言って、ブラック情報の交換をやりたいと言ってきました。もう「即やれ」と金融庁をつついてやっただけです。

その時に香港の監督当局は、東京と香港とシンガポールを結ぶネットワークを張って、ブラック情報を共有して自由なマーケットにしたいと言ってきたんです。私は北朝鮮の経済制裁のときに、マネーロンダリングの視察で山本一太くんたちとマカオと香港に行つて、麻薬とドル紙幣の偽造に係わる状況を見ました。香港やマカオといったアジアにおけるマネーロンダリングの御本家と思つていたのですが、まったく違つていました。彼らは徹底してブラック情報の交換をやっているんです。だからわれわれが行つた時に出てきたのは、銀行監督当局だけではなくて捜査当局ですよ。向こうは「二国一制度ですから、マカオと香港は中国大陸とは違う体制でやっている。だから自由なマーケットになつていくんです。

この自由さが、実は一番大事だろうと思つています。それを裏打ちするいろんな制度、これが一番大事だろうと。監

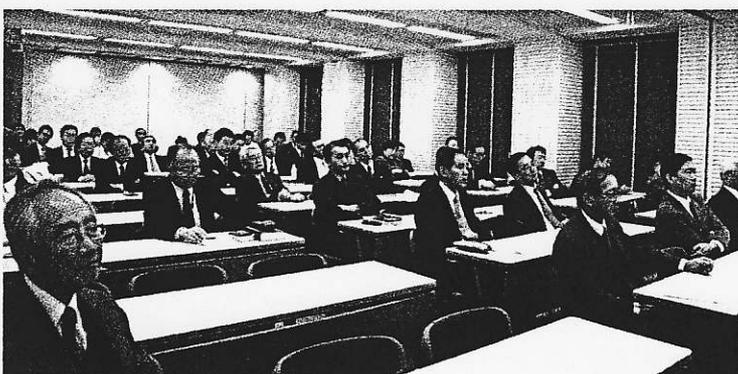
査制度はまさにその中核的な存在ではないかと思つております。

自由で信頼ができるマーケットを目指して

その監査制度をバックアップする体制が必要なのですが、日本の企業が持っている体質として、経営者が財務を軽視することがあります。総務財務系の出身で財界トップに上りつめた人は、トヨタの奥田さんだけです。日本の場合には営業もしくは技術系だけなんです。アメリカは、それプラス財務です。バランスがとれています。

そこで我々も勉強して、CEOも署名しなさいとやっただけです。企業は監査期間を縮めてくれとか言いますので、それで担保できるのかということですよ。だから「CEO、あなたも署名しなさい」とやりました。そうしたらどうなったか。「さあ大変だ」となったわけです。いかにこれまでの日本の経営者が財務を軽視していたかの表れです。

これから企業には内部監査もしっかりやつてもらわなくてはいいけませんし、その時に独立した取締役をどういうふうにセツトしていくかという問題もあります。外部監査については、報酬を監査役会という、やや経営陣から独立している所が決めるといいのではな





衛藤征士郎衆議院議員

衛藤征士郎議員の事務所をお借りしました。ありがとうございました。

自民党議連公認会計士制度小委員会、勉強会開催内容 (平成16年4月～平成18年12月)

政治連盟では平成16年から自民党議連公認会計士制度小委員会において勉強会を開催しています。公認会計士監査とは何かといった基本的なことから、事件性の強いものはタイムリーに取り上げ、その内容をご説明しています。

開催日	テーマ	開催日	テーマ
第1回 H16.4.7	◆ 公認会計士制度の歴史等について 1. 公認会計士制度と税理士制度の概要 2. 両制度の歴史的背景 3. 会計領域の分類（監査及び税務の位置付け） 4. 会計サービスにおける資格独占の必然性	第10回 H16.10.27	◆ 監査実務の充実 1. 監査実務の充実に向けて 2. 公認会計士法に基づく懲戒処分について 3. 今後のテーマ（案）について
第2回 H16.4.14	◆ 公認会計士の業務と主要各国の制度比較 1. 公認会計士制度の歴史等についてのサマリー 2. 公認会計士の業務内容について 3. 主要各国の公認会計士監査制度の比較 4. 主要各国の会社の規模と 小規模会社の監査免除措置について 5. 主要各国の公認会計士と税務業務の関係について	第11回 H16.11.18	◆ 近時の監査のトピックス 「企業の継続性（ゴーイング・コンサーン）」
第3回 H16.4.21	◆ 我が国における法律に基づく監査制度ほか 1. 我が国における法律に基づく監査制度 2. 監査の実務 3. 財務諸表の信頼性確保 4. ドイツの宣誓帳簿監査士	第12回 H17.2.9	◆ 監査法人制度の課題 1. 我が国監査法人と米国アカウンティングファームの比較（主として責任関係） 2. 会社法制現代化法案とLLC
第4回 H16.5.12	◆ 監査人の独立性と専門能力 ◆ 会社法制の現代化に関する要望 1. 監査の本質的な機能 2. 監査人の独立性（第三者性） 3. 監査人の専門能力 4. 会社法制の現代化に関する要望	第13回 H17.3.3	◆ 企業情報開示制度 米国企業改革法との比較
第5回 H16.5.19	◆ 会社法制の現代化に関する要望 1. 前回のご指摘について（Q&A） 2. 完全子会社の監査の特例の影響について	第14回 H17.3.17	◆ 公認会計士試験制度と研修制度 国際会計人教育を視野に入れて
第6回 H16.5.26	◆ 公認会計士と税務業務	第15回 H17.4.14	◆ 「中小企業の会計」の統合に向けた検討 （中小企業の会計に関する指針）
第7回 H16.6.2	◆ 株式会社及び有限会社の一体化に関する諸問題についての意見	第16回 H18.2.9	◆ 公認会計士制度を巡る最近の諸問題について 1. 会社法関連の法務省令について 2. 会計参与の行動指針に関する検討委員会について 3. ライブドア事件に対する対応について
第8回 H16.6.9	◆ 公認会計士業界の抱える諸問題について	第17回 H18.3.9	◆ 「会計参与の行動指針（案）」について
第9回 H16.10.6	◆ 公認会計士法に基づく懲戒処分と 公認会計士協会の自主規制	第18回 H18.3.23	◆ 日本公認会計士協会の自主規制の進捗状況について
		第19回 H18.3.30	◆ 我が国及び諸外国の有限責任制度の現状と動向について
		第20回 H18.5.16	◆ 当面の諸問題について
		第21回 H18.6.6	◆ 監査法人制度を巡る諸問題について
		第22回 H18.6.22	◆ 監査法人等を巡る議論に向けて
		第23回 H18.12.19	◆ 公認会計士法改正に係る要望事項について